

独立行政法人土木研究所
第1回契約監視委員会 審議概要

1 日 時：平成22年1月18日（月）10：20～15：45

2 場 所：航空会館（7階〈701会議室〉）

3 出席者：委員側：小林委員長、石田委員、千葉委員、早坂委員、松田委員
土研側：理事長以下関係職員

4 議 事：

（1）議題等（点検・見直しの日程及び契約状況等）

- ① 全体スケジュール
- ② 契約状況の点検・見直しの観点
- ③ 契約状況の点検・見直しの経緯等、契約状況等
- ④ 自ら改善することとした内容

（2）事務局説明

- ① 閣議決定における点検・見直しの観点のうち、「仕様書内容の見直し」、「入札参加要件の緩和」、「公告期間の十分な確保」について、以下の個別案件ごとに、「自ら改善することとした内容」を説明。
 - ・ 平成20年度1者応札・1者応募個別案件【253件】
 - ・ 平成20年度随意契約案件【30件】
 - ・ 複数年契約【4件（随意契約1件・一般競争3件）】
- ② 上記①の3項目の他、「業務等準備期間の確保」、「契約情報提供の充実」、「電子入札システムの導入」、「1者応札・1者応募案件の事後点検体制の整備」について、自ら改善することとした内容として今後の改善目標を説明。

5 審 議：

（1）審議結果

- ① 1者応札・1者応募案件の審議について
 - ・ 点検・見直し案件の「点検前に自ら改善することとした内容」については、概ね了承された。
- ② 随意契約案件の審議について
 - ・ 随意契約については全件妥当と評価された。なお、今後も随意契約とすることが真にやむを得ないかのチェックを厳重に実施していくべき。
- ③ 複数年契約の審議について
 - ・ 問題なしと了承された。

(2) 審議内容（委員からの主な意見等）

- ① 随意契約の妥当性及び一般競争入札への移行
 - ・ 一般論として、特殊なソフトは随意契約せざるを得ないのは分かるが、汎用性の高いソフトへの切り替えも検討していくべき。
 - ・ システムやソフトについては、2、3年～5年程度を目途に、現在の随意契約を継続するか、新規調達を行うべきか、費用対効果などを勘案したうえで見直しの検討を行っていくべき。
 - ・ 1者応札が予想される場合でも、目的や価格の妥当性等をチェックしたうえで、透明性・公平性や情報開示の観点から、競争入札を行うべき。
- ② 入札参加要件の緩和
 - ・ 一般競争入札、すなわち競争制限をできるだけ撤廃した適正な競争入札に力点が置かれるべきである。地元中小企業への配慮は、その結果としてのよい研究成果を出してもらうという意味ならば必要である。
 - ・ 特殊性がある場合は、品質保持という側面を重視すべき。特殊性のない汎用性が高い物品に関しては、撤廃ということでもよい。したがって、特殊性や地域特性の強いものを除いて原則撤廃してもよいのではないか。
 - ・ 入札参加要件の中の「公的機関での実績を有する者」という要件は、原則として外すべき。
- ③ 公告期間・業務等準備期間の確保
 - ・ 年間発注見込みの公表を拡大していけば、応札者側は準備スケジュールを立てることが可能になる。
 - ・ 早期発注は、予算等の制約条件でなかなか難しいと思われるが、特に研究調査的なものに関しては、できるだけ実質的な履行期間への影響を最小にすることがとても大事。
- ④ 契約情報提供の充実
 - ・ 一般業者でも参加できるような事前の情報提供や当該情報への容易なアクセスが重要であり、また、技術的な面から対応可能な業者数が少なくても、幅広く情報提供を行う努力は必要。一方で、（発注者側の幅広い情報提供が前提ではあるが）応札者側においても、アンテナ機能を働かせ、可能な限り情報を収集する努力が求められる。
 - ・ 1者応札件数を減らす努力は当然必要だが、1独法では限界がある。国（全省庁）として、入札情報を集約して一元化するようなシステムの構築が必要であり、そのような環境整備を行って応札者の理解を得ながら競争原理を働かせ、落札率の低減及び経費の節減を図っていくべき。
 - ・ 1者応札を解消するため、例えば、応札できる能力をもっている業者がどれほどあるかリストアップし、早めに入札公告を出したり参加を働きかけたり、文書で案内したりするなど、どのような働きかけができるかということについてもう少し工夫する必要があるのではないか。
- ⑤ 電子入札システムの導入
 - ・ 応札者側の利便性や発注者側の費用対効果を早急、かつ十分に検討したうえで、必要という結論が出れば導入すべき。

- ⑥ 一者応札・一者応募案件の事後点検体制の整備
 - ・ 業者アンケートやヒアリング等を実施することが非常に重要。
 - ・ ホームページ上等にアンケート項目を設けて実施するなどの工夫が必要。
- ⑦ その他
 - ・ 入札することを躊躇させるような既得権的、競争制限的なものがないかどうか点検し、適正な環境整備に努めることが必要。
 - ・ 土研の行っているレベルや価値の高い研究開発は国益という観点から見て、守秘義務の確認のほか、将来の патент化・特許化を視野に入れながら、一定の資格要件があってもよいと考える。一方で、役務などについては、1者応札の割合がもっと低くなるよう積極的に努力すべき。
 - ・ バイオプラントのように、地元の方々と共同で実験や研究開発を進めていく場合は、随意契約という形になることもあるが、当該協力関係をもっと明示的に表した方が、社会的理解を得られやすい。